平成２５年（フ）第２８６号
愛知県岩倉市新柳町３丁目49番地２
破産者　尾関　　健
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２５９号
愛知県豊田市上郷町高根下東２番地１
破産者　田中　誠市
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２７５号
大津市島の関１番10号908ゴウ
破産者　呉羽　孝子
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７５号
兵庫県西宮市津門綾羽町３番19号、前の住所　兵庫県西宮市若草町１丁目１番２―401号
破産者　水田　和彦
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３３７号
兵庫県西宮市老松町18番５―701号
破産者　日高　真一
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３７３号
兵庫県尼崎市浜田町５丁目30番地の41　名和手悦子方
破産者　野村造機工業所こと　野村　善冨
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４５７号
兵庫県尼崎市瓦宮１丁目13番７号
破産者　本多　昭浩
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３３号
香川県丸亀市天満町１丁目６番４―４号
破産者　明見　清幸
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第４２号
長崎県長崎市多以良町2160番地68、旧住所長崎県長崎市三重町347番地　松本ビル302
破産者　南　　洋佑
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５７２号
熊本市西区島崎２丁目２番35号　レジデンス新星105、前住所熊本市南区城南町舞原199番地40
破産者　齋藤　雅也
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５９４号
熊本市中央区島崎１丁目３番32号　アーサー島崎リベックス604
破産者　林　　武志
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２００号
大分市大字城原613番地の21
破産者　鬼頭　敏廣
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２３３号
宮崎市城ケ崎２丁目１番地８　ドミール90Ｄ棟101号
破産者　赤池美知代
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３８号
宮崎県東臼杵郡門川町大字川内7492番地
破産者　英和内装こと　小池　英和
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結

平成２４年（フ）第１６２号
埼玉県川口市川口５丁目８番15号
破産者　羽田建設株式会社
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０１９号
埼玉県川口市川口５丁目８番15号
破産者　被相続人亡小野寺七雄相続財産
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３１８号
埼玉県川口市大字安行慈林226番地81
破産者　有限会社三鈴工業
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２１４号
鹿児島県鹿児島市田上台２丁目４番５号　紀原アパート102号
破産者　岩下　浩二
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４７３号
札幌市白石区菊水６条２丁目９番５号
破産者　東和石田株式会社
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部